

## 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

## 宿泊専門委員会委員の変更

第5回宿泊専門委員会（令和2年5月15日）後の委員の変更について、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則第13条第4項の規定により報告します。

（順不同：敬称略）

選出 区分	所属機関・団体・役職名	旧	新
食事関係	一般社団法人三重県調理師連合会 会長	伊藤 隆明	山中 克二

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 開催準備経過  
（第５回宿泊専門委員会以降）

年度	月	日	開催準備	主 な 内 容
令和 ２年度	5	15	第５回宿泊専門委員会の開催（書面議決）	「国体宿泊要項（三重県案）の改正」、「大会宿泊要項の改正」について審議し、決定
	6	1	第15回市町連絡調整会議の開催	「荒天時対応」、「観戦ガイドブック」等について説明
	6	30	第15回総務企画専門委員会の開催	「大会参加章等のデザイン（三重県案）及び入賞メダルのデザイン」、「特別招待者の範囲」等について審議し、決定及び「会場地市町における競技日程の変更」（案）、「会場地市町における開催施設及び競技日程の変更」（案）について審議
	6	30	第４回全国障害者スポーツ大会専門委員会の開催	「実施要綱」、「競技実施要項」、「リハーサル大会競技実施要項」について審議し、決定
	7	17	第16回総務企画専門委員会の開催（書面議決）	「会場地市町における競技日程の変更」（案）、「会場地市町における開催施設及び競技日程の変更」（案）、「会場地市町における開催施設の変更」（案）について審議
	7	17	三重とこわか国体実施要項（総則）等の決定等	日本スポーツ協会 国体委員会において第76回国民体育大会の「実施要項（総則）」、「デモンストラーションスポーツの競技会場変更」の決定及び「輸送・交通要項」、「宿泊要項」の承認
	8	4	第３回総会の開催	「事業報告」、「収支決算」等について審議し、決定及び「会場地市町における競技日程の変更」（案）、「会場地市町における開催施設及び競技日程の変更」（案）、「会場地市町における開催施設の変更」（案）について審議
	9	10	三重とこわか国体競技別会期及び競技会場の変更等の決定等	日本スポーツ協会 国体委員会（文書提案）において第76回国民体育大会の「競技別会期及び競技会場の変更」、「大会参加章の意匠」の決定
	10	14	第３回常任委員会の開催	「三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式会場の変更」について審議し、決定
	10	15	三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式会場の変更について等の決定	日本スポーツ協会 臨時国体委員会において第76回国民体育大会の「三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式会場の変更について」、「競技会会期の変更」の決定
	10	21	第16回市町連絡調整会議	「文化プログラム（個別プログラム）の募集」、「広報・県民運動の取組」、「三重とこわか大会 競技別会期」について説明



## 三重とこわか国体宿泊要項（改正案）（三重県案）

会期前競技の日程変更により、宿泊料金等の適用期間が必要となることから、次のとおり改正する。

( 旧 )	( 新 )
<p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>5 宿泊料金等 大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊 宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。 ※食事提供対策等を行い、1 泊 2 食の食事提供ができない宿舎に配宿を行うこともある。</p> <p>(2) 宿泊料金等の適用期間 宿泊料金等の適用期間は、以下の期間とする。 ア <u>令和 3 年 8 月 31 日(火)15 時から令和 3 年 9 月 13 日(月)10 時まで</u> イ <u>令和 3 年 9 月 21 日(火)15 時から令和 3 年 10 月 6 日(水)10 時まで</u> ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の 4 日前の 15 時から競技終了日翌日の 10 時までとする。</p> <p>第 5 条 (3) ～第 8 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>5 宿泊料金等 大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊 宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。 ※食事提供対策等を行い、1 泊 2 食の食事提供ができない宿舎に配宿を行うこともある。</p> <p>(2) 宿泊料金等の適用期間 宿泊料金等の適用期間は、以下の期間とする。 <u>令和 3 年 8 月 31 日(火)15 時から令和 3 年 10 月 6 日(水)10 時まで</u> ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の 4 日前の 15 時から競技終了日翌日の 10 時までとする。</p> <p>第 5 条 (3) ～第 8 条 (略)</p>

## 三重とこわか国体 宿泊要項 (改正案) (三重県案)

### 1 趣旨

この要項は、「第 76 回国民体育大会宿泊基本計画」に基づき、第 76 回国民体育大会「三重とこわか国体」における正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 宿舍

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として、会場地市町内の旅館等(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情を踏まえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等及び県内外の近隣市町の旅館等(以下、上記(1)と合わせ「宿舍」という。)を利用する。ただし、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等の利用は、選手・監督に限る。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舍は利用しない。

### 3 配宿

- (1) 配宿に係る業務は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会(以下「県実行委員会」という。)及び正式競技・特別競技の会場地市町実行委員会(以下「市町実行委員会」という。)が設置する合同配宿本部が実施する。
- (2) 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮する。
- (3) 選手・監督の配宿は、安全かつ十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮する。
  - ア 都道府県、競技、競技種別及び男女の別を考慮する。
  - イ 原則として、都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員、視察員、報道員等とは別にする。
- (4) 競技会役員及び競技役員の配宿は、できる限り同一、又は近隣の宿舍とする。
- (5) 和室の場合は、1 人につき 3.3 m<sup>2</sup>(2 畳)以上、洋室の場合は、1 人につきベッド 1 台、和洋室の場合は、上記を併せた条件で配宿する。

### 4 宿泊申込手続き

#### (1) 宿泊申込代表者

合同配宿本部は、大会参加者の区分ごとに、それぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者(以下「宿泊申込代表者」という。)を指定する。宿泊申込代表者は、当該区分に定める者の宿泊申込について、最終的な責任を負う。

(2) 宿泊責任者

宿泊申込代表者は、宿泊日が同一のグループ又は行動をともにするグループごとに、宿舎との間で必要な事務処理にあたる者（以下「宿泊責任者」という。）を指名する。

(3) 宿泊申込人員

選手・監督及び都道府県選手団本部役員（以下「選手団」という。）の宿泊申込人員については、以下に示す人数を超える宿泊申込は認めない。

ア 選手・監督にあつては、種別（種目）別の参加人数

イ 都道府県選手団本部役員にあつては、編成人数

なお、上記の人数については、第76回国民体育大会実施要項（以下「実施要項」という。）で定められた人数とする。

(4) 宿泊申込

ア 大会参加者の宿泊申込は、合同配宿本部が定める宿泊申込書により、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる宿泊申込が困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、宿泊申込の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ インターネット等による宿泊申込は、合同配宿本部が定める申込期限までに行うものとする。

ウ 選手団については、宿泊申込が申込期限までに行われない場合、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

(5) 宿舎の決定

宿泊申込のあった大会参加者の宿舎は、合同配宿本部が、決定する。

(6) 宿泊の変更及び取消

ア 入宿前の変更及び取消については、宿泊申込代表者が、インターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消が困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により、速やかに合同配宿本部に行うことを認めるものとし、この場合も、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、変更及び取消の効力の発生は、インターネットについては受信した時点、ファクシミリ及び郵便については到達した時点とする。

イ 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった時点とする。宿舎は、変更及び取消を受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。

ウ 合同配宿本部が決定（指定）する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

エ 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消については、限られた宿舎を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、公益財団法人日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において、報告する。

## 5 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

### (1) 宿泊

宿泊とは、入宿日の 15 時から出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

※食事提供対策等を行い、1 泊 2 食の食事提供ができない宿舎に配宿を行うこともある。

### (2) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、以下の期間とする。

令和 3 年 8 月 31 日(火)15 時から令和 3 年 10 月 6 日(水)10 時まで

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の 4 日前の 15 時から競技終了日翌日の 10 時までとする。

### (3) 宿泊料金

宿泊料金は、下記の宿泊料金の範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この宿泊料金の範囲を超えることがある。

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
大会 参加者	税抜	4,500 円～15,000 円	3,150 円～10,500 円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	税込 (10%)	4,950 円～16,500 円	3,465 円～11,550 円	

※1 泊 2 食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

※素泊まりの宿泊料金は、1 泊 2 食料金の 70%相当額とする。

### (4) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

### (5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

### (6) 入浴料

宿舎からの要請により、宿泊者が公衆浴場等を利用した時は、当該宿舎が入浴料を負担する。

(7) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限ることとし、以下に示すとおりとする。ただし、当日の競技の進行状況により、やむを得ず夕食の欠食を申し出る場合は、宿舎と協議のうえ、決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1泊2食料金)から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金(1泊2食料金)から 10%を控除した額とする。

区分	消費税	宿泊料金	
		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
大会 参加者	税抜	3,600 円～12,000 円	4,050 円～13,500 円
	税込 (10%)	3,960 円～13,200 円	4,455 円～14,850 円

(8) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(9) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等のやむを得ない理由、並びに荒天・天災等（以下「荒天等」という。）による競技会（種目・種別）の中止により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金の 20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金の 100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な日の宿泊取消料は、宿舎と協議して決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の宿泊取消料のみとする。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めに関わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。



申 出 区 分	宿泊取消料	備 考
競技会会期の短縮決定の当日又は競技敗退の当日	宿泊料金の 100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金とする。
競技会会期の短縮決定の翌日以降又は競技敗退の翌日以降	不 要	

ウ 宿泊の申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の宿泊取消料は、上記ア、イの定めに関わらず、宿泊料金の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が、当該宿舎へ直接支払うものとする。その精算方法は、原則として現金払いとするが、別途、当該宿舎が定める方法も可とする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

## 6 食事

(1) 宿舎等で提供する食事については、食材の管理、肉類や魚介類の加熱調理、調理器具の消毒を徹底するなど、食品衛生対策を実施し、提供するものとする。また、三重県内の特産品を活用したり、三重県内に伝わる郷土料理を取り入れたり、栄養バランスのよい食事内容としたりするなど配慮する。

(2) 昼食弁当については、大会参加者の希望により、県実行委員会又は市町実行委員会が別に定める方法により、斡旋するものとする。

なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	昼食弁当料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

※消費税等については、開催時の税率を適用するものとする。

## 7 宿泊に係る苦情・紛議の処理

宿泊に係る大会参加者からの苦情や紛議が生じた時は、次により解決する。

(1) 宿舎は、速やかに宿泊責任者との間で解決を図る。

(2) 合同配宿本部は、当事者で解決することが困難な場合、調停及びあっせんを行う。

## 8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、配宿業務の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) 報道員及びその他関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(3) 会場地市町実行委員会を組織していない市町にあっては、「市町実行委員会」を「会場地市町」に読み替える。

## 今後のスケジュール

令和2年度の国体・大会開催準備（宿泊専門委員会関係分）については、下記のとおり予定しています。

年 度	月	内 容
令和2年 (1年前)	11月	□宿泊施設向け説明会の開催 ・9会場にて、11/2～11/25の期間に開催
	12月10日	第3回国体委員会（日本スポーツ協会） ・三重とこわか国体 宿泊要項（三重県案）改正案 の審議、決定
	2月	○第6回宿泊専門委員会 ・国体 報道員及びその他大会関係者宿泊規程（案） の審議、決定 ・国体 宿泊業務実施要領（案）の審議、決定 ・大会 宿泊業務実施要領（案）の審議、決定

凡例 ○:会議等の開催 □:開催準備活動

注:開催時期や内容は、いずれも予定であり、新型コロナウイルス感染症に係る状況や準備の進捗により変動することがあります。

# 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

## 宿泊専門委員会 名簿

○委員長

令和2年11月20日現在

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
宿泊関係	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	木村 圭仁朗

○副委員長

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
食事関係	一般社団法人三重県調理師連合会会長	山中 克二

○委員

(敬称略、順不同)

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
宿泊関係	公益社団法人三重県観光連盟 専務理事	宮田 憲一
	一般社団法人全国旅行業協会三重県支部 支部長	渡部 俊郎
	一般社団法人日本旅行業協会中部支部 三重地区委員会 委員長	木崎 真樹
食事関係	公益社団法人三重県栄養士会 会長	井後 福美
県関係	三重県医療保健部食品安全課 課長	下尾 貴宏
	三重県子ども・福祉部障がい福祉課 課長	森岡 賢治
	三重県農林水産部フードイノベーション課 課長	福島 頼子
	三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課 課長	寺本 久彦